

新市スポ協第337号
令和4年3月25日

加盟団体会長 様
区スポーツ協会会長 様
スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人新潟市スポーツ協会
専 務 理 事 木 津 茂

今後のスポーツ活動について（令和4年3月25日時点）

平素よりスポーツの普及・振興にご尽力いただき感謝申し上げます。
新潟市教育委員会およびスポーツ振興課より別紙のとおり通知がありましたので
お知らせいたします。

記

1 新潟市教育委員会より…（別紙1、2、3）

- ・学校開放事業の休止を継続すること。
- ・再開時期の見通しは、4月5日を目途に新潟市教育委員会が利用団体に通知すること。

【問い合わせ】

新潟市教育委員会 地域教育推進課

電話：025-226-3218 メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

2 新潟市スポーツ振興課より…（別紙4）

- ・スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブ等による施設利用は、引き続き当面の間、教育委員会の部活動の取扱いに準じ自団体のみの活動とし、対外試合や合同練習等は控えること。
- ・市内で感染者数が大きく減少していないことから、引き続き感染拡大防止の徹底を図ること。

【問い合わせ】

新潟市スポーツ振興課

電話：025-226-2588 メール：sports@city.niigata.lg.jp

3 その他

- ・市外での対外試合や合同練習等への参加や、学校施設内における自主練習と称したチームでの練習など、モラルが問われる行為は控えてください。

公益財団法人新潟市スポーツ協会

TEL：025-266-8250 FAX：025-266-8332

Mail：info@niigatashi-sports.or.jp



新地教推第 8 6 0 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会

会長 中原 八一 様

新潟市教育委員会

地域教育推進課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止および

同感染症から児童・生徒を守るための学校開放事業の休止の継続について（お願い）

日ごろから、市民スポーツ活動の普及・振興にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年 3 月 4 日付け新地教推第 7 9 2 号にて、学校開放事業の休止の継続についてご連絡をさせていただいておりましたが、令和 4 年 3 月 2 3 日現在も、依然として新規感染者数は高い水準にあり、県においても生徒の感染を防止するため、部活動における他校、大学生及び社会人との交流は行わないなどの制限が解除されていない状況です。

そのため、市教育委員会では、児童・生徒の感染を防止するため、令和 4 年 3 月 2 3 日以降も、部活動は自校での活動のみとし、対外的な活動を行わないことを継続することといたしました。あわせて、学校開放事業についても、学校施設を利用することから同様に、部活動が対外的な活動を含めて再開されるまでは、引き続き休止することといたしました。

学校開放事業の再開をお待ちになられていた利用団体の皆様には、大変申し訳ないことではございますが、児童・生徒の健康を守り、各学校が無事に入学式や新学期を迎えることができるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、学校開放事業の再開については、令和 4 年 4 月 5 日を目途に再開時期の見通しを利用団体の皆様にお知らせする予定ですが、感染状況によっては、休止が継続されることもございますので、ご承知おきください。

<お問い合わせ先>

新潟市教育委員会 地域教育推進課 笠井

電話：025-226-3218

メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp



令和4年3月23日

学校開放利用団体 各位

新潟市教育委員会
地域教育推進課

新潟市立小・中・特別支援・高等学校における学校開放事業の休止期間について

日頃より学校開放事業にご協力いただき、大変ありがとうございます。

令和4年3月4日付文書「市立小・中・特別支援・高等学校における学校開放事業の休止期間について」にて、学校開放事業を当分の間、休止することをお知らせしておりましたが、令和4年3月23日以降も、市立学校の部活動では、引き続き対外的な活動（合同練習や練習試合）を行わないとする等の対応がとられることとなったため、学校開放事業については下記のとおりといたします。

皆様にはご不便をお掛けしますが、児童・生徒の学校教育活動を安心・安全に維持するため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 休止期間について

当分の間、学校開放事業を休止します。（変更なし）

2 再開時期について

- ・事業再開は、令和4年4月以降とします。
- ・4月5日（火）を目途に、再開時期の見通しをお知らせいたします。
- ・4月5日（火）時点の状況を踏まえたお知らせとなるため、引き続き「当分の間、休止」となる場合があります。あらかじめご承知おきください。
- ・お知らせは、市ホームページ「学校開放事業」と、令和4年度定期利用申請団体の事務連絡者の方にご登録いただいた「令和4年度学校開放定期利用申請メール」及び「令和4年度学校開放一斉メール（4月1日から登録受付開始）」へのメール配信によって行います。

3 使用料の還付について

- ・今回の休止期間を含め、自己都合によらず活動を休止した日が一定日数以上ある利用団体は、年間使用料の還付を受けることができます。
- ・還付を希望する場合は、4月15日（金）までに申請書類を提出する必要があります。
- ・詳しくは、市ホームページ「学校開放事業」の「令和3年度 使用料の還付について」をご確認ください。

以上

お問い合わせ先

新潟市教育委員会地域教育推進課 学校開放担当

電話：025-226-3232 F A X：025-226-0053

メール：chiiki.edu@citv.niigata.lg.jp



新教支第 1 6 3 4 号
令和 4 年 3 月 2 3 日

市立中学校長 様
市立中等教育学校長 様
市立高等学校長 様

新潟市教育委員会学校支援課長

部活動の実施について（通知）

日頃より、学校園における新型コロナウイルス感染症対策において、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、市内の感染状況等をふまえ、部活動については下記のように対応いただきますようお願いいたします。

記

- 3月24日（木）以降、新潟市立中学校、中等教育学校での部活動については、下記の点に留意して、十分な感染対策を講じながら実施すること。

〈部活動を実施する際に留意すること〉

- ・ 活動日、活動時間は、新潟市部活動ガイドラインに従って実施する。
- ・ 昼食を取る必要がある時間帯の練習は避ける。
- ・ 原則、自校の部活動メンバーで通常の活動場所のみの活動とする。
- ・ 対外的な活動（合同練習や練習試合）を行わない。

（中・高体連、県や全国の各競技・文化団体（連盟や協会）主催の公式な大会及びコンクールや発表会の参加についてはこの限りではない。）

- ・ 活動中は互いの間隔を空け、できるだけ身体接触を避ける。
- ・ 身体活動や演奏を伴わない時間、低負荷の運動時はマスクを着用する。
- ・ 活動中だけでなく活動の前後の時間帯においても、部室や更衣室等での密を避けるようにし、手洗い・消毒を徹底する。
- ・ 市立高等学校は、これまでの県教育委員会発出の通知に準ずる。

分類番号 6 1 0 8

担当 学校支援課
指導主事 高見 潤
TEL 0 2 5 - 2 2 6 - 3 2 6 1
Email j.takami3535@city.niigata.lg.jp



新 ス 第 6 4 3 号
令和 4 年 3 月 24 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会
会長 中原 八一 様

新潟市スポーツ振興課長

体育施設利用にかかる対外試合等を可能とする時期について

日頃から、本市のスポーツ振興に多大なるご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。
まん延防止等重点措置期間の解除を受け、今月 7 日から閉館していた体育施設を再開しましたが、標記の件について、教育委員会の決定がありましたのでお知らせします。

つきましては、大変お手数ですが、貴協会より各区スポーツ協会、スポーツ少年団、各種競技団体等に、下記について周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1) スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブ等による施設利用は、引き続き当面の間、教育委員会の部活動の取扱いに準じ自団体のみの活動とし、対外試合等は控えること。ただし、全国大会等出場にかかるものはこの限りでない。

なお、対外試合等を可能とする時期は、今後の教育委員会の決定に準ずるものとする。

- 2) 感染が収束したものではなく、未だ市内で感染者数が大きく減少していない状況であるため、引き続き感染拡大防止の徹底を図ること。

■問い合わせ

新潟市スポーツ振興課 新井田

電話：025-226-2588

メール：sports@city.niigata.lg.jp